

委 託 設 計 書

所 属 部 課 名		建設部 河川清流課							
部長	審議監	課長	補佐	補佐	補佐	補佐	班	設計者	審査
委 託 名 称		雨水貯留池除草業務委託							
委 託 場 所		松戸市市内一円							
事 業 年 度		令和 8 年度							
委 託 価 格		単価の合計				円			

松 戸 市

設 計 概 要	除草業務（雨水貯留池）一式
------------------	---------------

単価適用日 2026年1月1日

本 委 託 内 訳 書

河川維持工事
共：市街地(DID補正)(1)
現：市街地(DID補正)(1)

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
		除草工		式	1			第 1 号内訳書参照

第 1 号 内訳書 除草工

1式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
除草A		m2	1			第 1 号単価表参照
除草B		m2	1			第 2 号単価表参照
除草C		m2	1			第 3 号単価表参照
中木伐採	(幹周り 20cm未満)	本	1			第 4 号単価表参照
中木伐採	(幹周り 20cm～30cm未満)	本	1			第 5 号単価表参照
中木伐採	(幹周り 30cm～60cm未満)	本	1			第 6 号単価表参照
中木伐採	(幹周り 60cm～90cm未満)	本	1			第 7 号単価表参照
ラフテレンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	排出ガス対策型 (1次基準値) 4.9t吊	時間				第 8 号単価表参照
計						

第 1 号 単価表 除草 A

1 m² 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
除草、集草（人力）、梱包	積込・荷卸（総合）	m ²	1			第 9 号単価表参照
運搬（堤防除草）		m ²	1			第 10 号単価表参照
	小計行					
諸経費		式	1			
計	1 m ² 当り					

第 2 号 単価表 除草B

1 m² 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
除草、集草（人力）、梱包	積込・荷卸（総合）	m ²	1			第 11 号単価表参照
運搬（堤防除草）		m ²	1			第 10 号単価表参照
	小計行					
諸経費		式	1			
計	1 m ² 当り					

第 3 号 単価表 除草 C

1 m² 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
除草、集草（人力）、梱包	積込・荷卸（総合）	m ²	1			第 12 号単価表参照
運搬（堤防除草）		m ²	1			第 10 号単価表参照
	小計行					
諸経費		式	1			
計	1 m ² 当り					

第 4 号 単価表

中木伐採

(幹周り 20cm未満)

10 本 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人				
普通作業員		人				
ダンプトラック [オンロード ・ディーゼル]	2t積級	時間				第 13 号単価表参照
	小計行					
諸経費		式	1			
計	10 本 当り					
	1 本 当り					

第 5 号 単価表

中木伐採

(幹周り 20cm~30cm未満)

10 本 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人				
普通作業員		人				
チェーンソー運転		日				第 14 号単価表参照
ダンプトラック [オンロード ・ディーゼル]	2t積級	時間				第 13 号単価表参照
	小計行					
諸経費		式	1			
計	10 本 当り					
	1 本 当り					

第 6 号 単価表

中木伐採

(幹周り30cm~60cm未満)

10 本 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人				
普通作業員		人				
チェーンソー運転		日				第 14 号単価表参照
ダンプトラック [オンロード ・ディーゼル]	2t積級	時間				第 13 号単価表参照
	小計行					
諸経費		式	1			
計	10 本 当り					
	1 本 当り					

第 7 号 単価表

中木伐採

(幹周り 60cm~90cm未満)

10 本 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人				
普通作業員		人				
チェーンソー運転		日				第 14 号単価表参照
ダンプトラック [オンロード ・ディーゼル]	2t積級	時間				第 13 号単価表参照
	小計行					
諸経費		式	1			
計	10 本 当り					
	1 本 当り					

第8号 単価表

ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]

排出ガス対策型 (1次基準値) 4.9t吊

1時間当たり

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手 (特殊)		人				
軽油		L	8.9			
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	排出ガス対策型 (第1次基準値) 4.9t吊	時間				
	小計行					
諸雑費		式	1			
計	1時間当たり					

SK0403025

J01 機械使用条件コード = 0

J03 機械損耗部品補正 = 2

J05 交替制による割増し = 1

J07 基礎価格補正 = 1

J09 運転日当り運転時間[時間] = 8

良好

交替制を適用しない

しない

J02 岩石割増しコード = 1

J04 供用日当り運転時間[時間] = 8

J06 異常補正 = 0

J08 輸送補正 = 1

岩石工の割増対象にしない

しない

第9号 単価表

除草、集草（人力）、梱包

積込・荷卸（総合）

1 m² 当り

名称	規格	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
草刈機〔肩掛け式〕	カッタ径255mm	%	K1			
労務構成比		%	R			
普通作業員		%	R1			
特殊作業員		%	R2			
土木一般世話役		%	R3			
	1 m ² 当り					

SCB320070

J01 除草機種 = 5
J04 運搬機械 = 1肩掛け式（カッタ径255mm）
ダンプトラック（オノロード・ティ・イゼル・2t積）J02 梱包の有無 = 2
J05 飛散防止措置 = 1梱包無し
有り

第10号 単価表 運搬（堤防除草）

1 m² 当り

名称	規格	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
ダンプトラック〔オントロード・ディーゼル〕	2t積級 タイヤ損耗費及び補修費(良好)含	%	K1			
労務構成比		%	R			
運転手（一般）		%	R1			
材料構成比		%	Z			
軽油		%	Z1			
	1 m ² 当り					

SCB320050

J01 運搬機械 = 1
 J03 DID区間の有無 = 2
 J10 費用の内訳 = 1

ダンプトラック（オントロード・ディーゼル・2t積）
 有り
 全ての費用

J02 梱包の有無 = 2
 J07 運搬距離 片道・梱包無・DID区間有 = 7 10.0km以下
 梱包無し

第 11 号 単価表

除草, 集草 (人力), 梱包

積込・荷卸 (総合)

1 m² 当り

名称	規格	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
草刈機 [肩掛け式]	カッタ径 255mm	%	K1			
労務構成比		%	R			
普通作業員		%	R1			
特殊作業員		%	R2			
土木一般世話役		%	R3			
	1 m ² 当り					

SCB320070

J01 除草機種 = 5
J04 運搬機械 = 1肩掛け式 (カッタ径255mm)
ダンプトラック (オノロード・ティ・イゼル・2t積)J02 梱包の有無 = 2
J05 飛散防止措置 = 1梱包無し
有り

第12号 単価表

除草、集草（人力）、梱包

積込・荷卸（総合）

1 m² 当り

名称	規格	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
草刈機〔肩掛け式〕	カッタ径255mm	%	K1			
労務構成比		%	R			
普通作業員		%	R1			
特殊作業員		%	R2			
土木一般世話役		%	R3			
	1 m ² 当り					

SCB320070

J01 除草機種 = 5
J04 運搬機械 = 1肩掛け式（カッタ径255mm）
ダンプトラック（オノロード・ティ・イゼル・2t積）J02 梱包の有無 = 2
J05 飛散防止措置 = 1梱包無し
有り

第 13 号 単価表

ダンプトラック [オンロード・ディーゼル] 2t積級

1 時間 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手 (一般)		人				
軽油		L	3.5			
ダンプトラック [オンロード ・ディーゼル]	2 t 積級	時間				
タイヤ損耗費	2~3 t 積級 普通	時間				
諸雑費 (まるめ)		式	1			
計	1 時間 当り					

SK0301001

J01 機械使用条件コード = 0

J03 機械損耗部品補正 = 0

J05 交替制による割増し = 1

交替制を適用しない

J07 基礎価格補正 = 1

しない

J09 運転日当り運転時間[時間] = 8

J02 岩石割増しコード = 1

J04 供用日当り運転時間[時間] = 8

岩石工の割増対象にしない

J06 異常補正 = 0

J08 輸送補正 = 1

しない

第 14 号 単価表

チェーンソー運転

1 日 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人				
チェンソー [ガソリンエンジン]	鋸長 600 mm 排気量 0.080 L	日				機械損料
ガソリン	レギュラー	L	2.7			
諸雑費		式	1			
計	1 日 当り					

設 計 基 本 情 報

諸経費情報

単価世代	2026年 1月 1日 04:東葛飾
諸経費の工種	河川維持工事
施工地域補正	市街地(DID補正) (1)
時間的制約状況	なし
週休2日補正	なし

松 戸 市

予 定 数 量

雨水貯留池除草業務委託

項目	単位	予定数量
除草A	m ²	9,000
除草B	m ²	500
除草C	m ²	20,700
中木伐採 C=20cm未満	本	15
中木伐採 C=20～30cm未満	本	10
中木伐採 C=30～60cm未満	本	3
中木伐採 C=60～90cm未満	本	3
ラフテレーンクレーン運転	時間	2
ごみ除去	kg	35,000

業務割合

<u>除草A</u>		0.26973248 %
<u>除草B</u>		0.37143489 %
<u>除草C</u>		0.52472548 %
<u>中木伐採</u>	C=20cm未満	3.40039797 %
<u>中木伐採</u>	C=20～30cm未満	4.90382489 %
<u>中木伐採</u>	C=30～60cm未満	19.78038175 %
<u>中木伐採</u>	C=60～90cm未満	47.91804849 %
<u>ラフテレーンクレーン運転</u>		22.83145405 %
<hr/>		
<u>計</u>		100.00000000 %

雨水貯留池除草業務委託実施仕様書

(総則)

第1条 本業務は、松戸市(以下「甲」という。)の指示により除草・中木伐採及び処理を本仕様書に定めるとおりに実施するものとする。

(一般的な事項)

第2条 作業に当たっては、常に周辺住民および通行車両等に不都合が生じないように配慮しなければならない。

2 作業は、日曜日・祝祭日を休止日とし、国民の祝祭日が日曜日と重複する時は、その翌日が休日となるため、この時は、作業を行わないものとする。

3 作業時間は午前8時から午後5時までとする。

4 前項に指定された作業の休止日であっても甲が必要と認める時は、作業を実施するものとする。

(業務の範囲)

第3条 業務の内容は、雨水貯留池等の除草・伐採を行い、集めた草木は甲の指示に従い請負者(以下「乙」という。)が責任をもって処理するものとする。

2 本業務で刈った草は適正に処分すること。尚、その手数料については「松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第39条に基づき、支払い報告書に計量伝票を添付し、市に請求するものとする。

(1) 単価については1キログラム当たり16円とする。

予定数量:35,000kg

(作業の開始)

第4条 本業務は、緊急を要するものであるから、甲の指示があった場合は、ただちに作業を開始できるよう常に留意すること。

(安全管理)

第5条 乙は、作業中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

(その他)

1. 経費の取り扱い

経費には準備費、運搬費などの共通仮設費及び現場管理費、一般管理費を計上している。

2. 作業場所について

作業場所の雨水貯留池は別紙1による。ただし、緊急時においては、他の雨水貯留池についても行うことがある。なお、その場合は事前に甲乙協議の上で決定するものとする。

3. 作業内容の内訳について

① 除草A

地上部で刈り取り、集草、運搬、処理を行う。

② 除草B

水深30cm未満の水中で刈り取り、集草、運搬、処理を行う。

③ 除草C

水深30cm以上の水中で刈り取り、集草、運搬、処理を行う。

④ 中木伐採

水路区域内においてチェーンソー等により伐採、運搬、処理を行う。幹周り(目通り)は原則として地面より1.2mの高さの位置で測定すること。

⑤ ラフテレーンクレーン運転

高低差のある箇所での作業時に必要な場合に使用すること。仕様及び使用時間は事前に甲乙協議の上で決定すること。

4. 作業数量について

作業数量については、甲の指示により決定するものとする。ただし、作業困難な箇所においては、甲乙協議の上で決定すること。

5. 早期対応箇所

治水対策として、早期対応が必要とされる箇所については、雨水貯留部分のみ速やかに実施すること。対象箇所と時期については、監督職員からの指示に従うこと。

6. その他

① 作業箇所において異状を発見した場合は、すみやかに監督職員に報告すること。

② 設計図書に特に明示していない事項であっても、作業遂行上、当然必要なものは、請負者の負担において処理すること。

③ その他特に定めのない事項については、すみやかに監督員に報告し、指示を受けて処理すること。

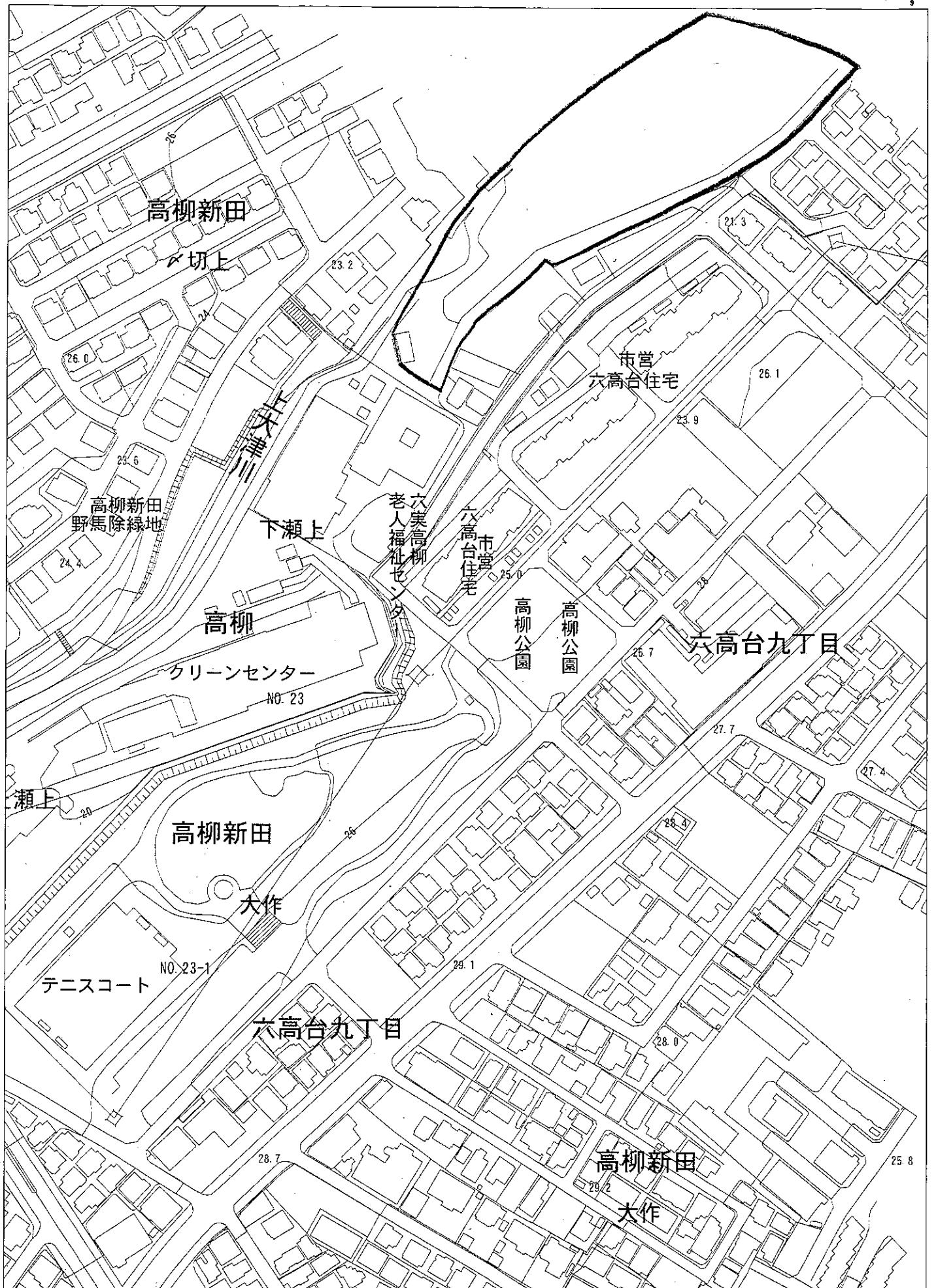
④ 本業務の履行にあたって疑義が生じた場合は、監督職員と協議しその指示に従うこと。

別紙1

番号	名称
1	高柳新田雨水貯留池
2	牧の原雨水貯留池
3	梨香台雨水貯留池
4	五香六実一文字第二雨水貯留池
5	関台雨水貯留池
6	紙敷1号雨水貯留池
7	紙敷3号雨水貯留池
8	秋山1号雨水貯留池
9	秋山2号雨水貯留池
10	秋山3号雨水貯留池
11	秋山4号雨水貯留池

高柳新田雨水貯留池

Matsudo - Sewage Works Information System



牧の原雨水貯留池

Matsudo ~ Sewage Works Information System



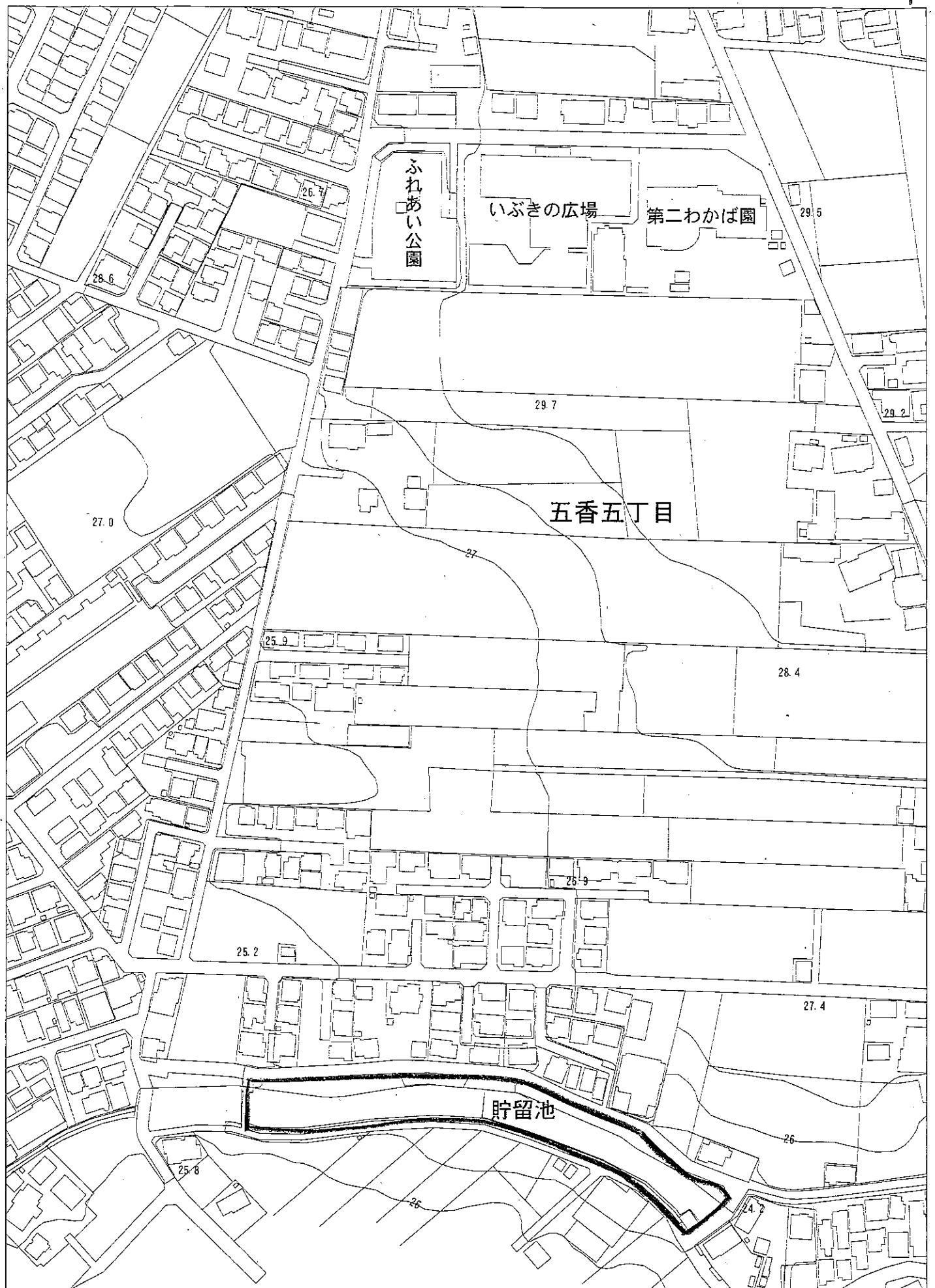
梨香台雨水貯留池

Matsudo – Sewage Works Information System



五香六実一文字第二雨水貯留池

Matsudo - Sewage Works Information System



関台雨水貯留池

Matsudo - Sewage Works Information System



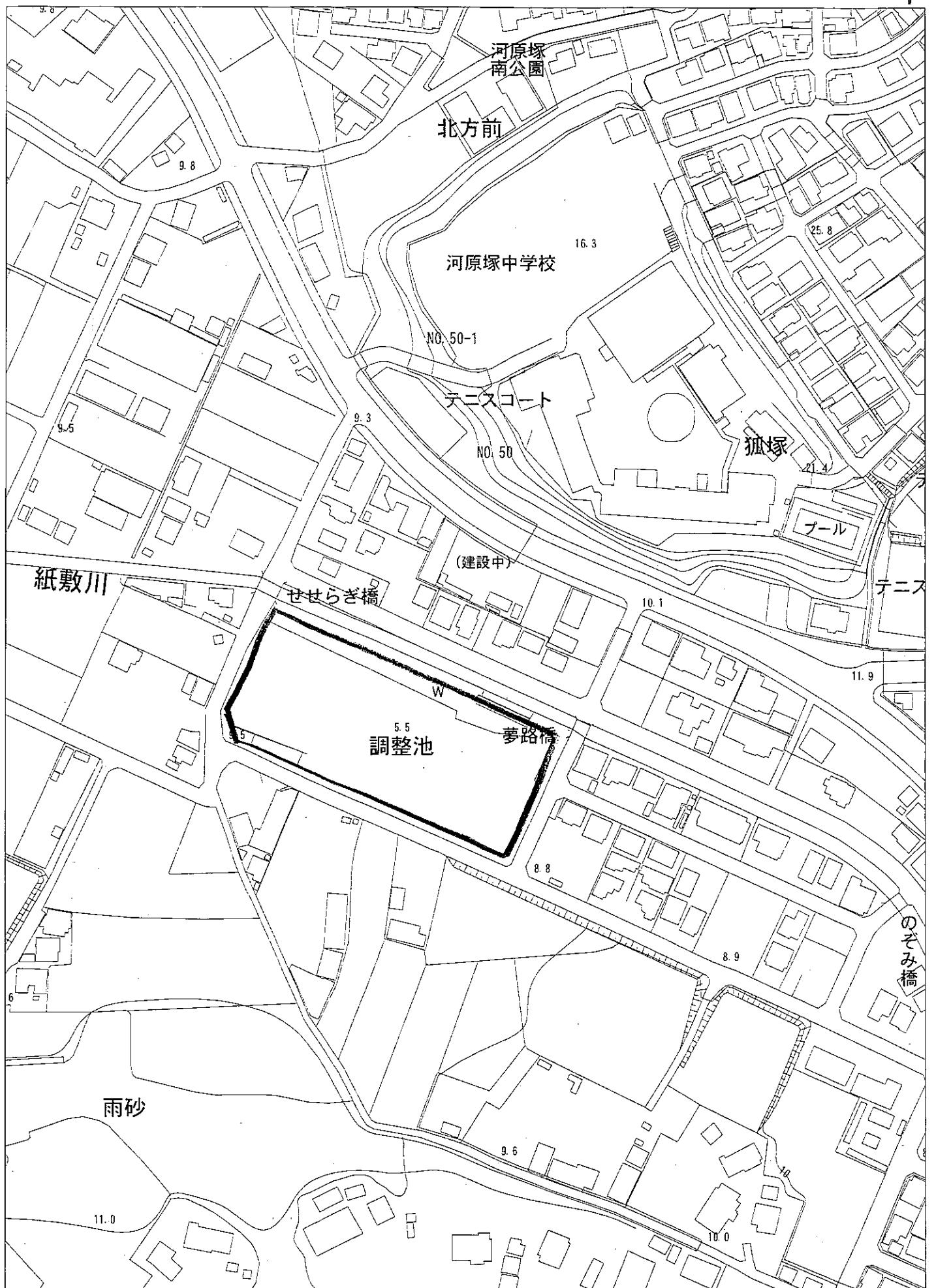
紙敷1号雨水貯留池

Matsudo - Sewage Works Information System



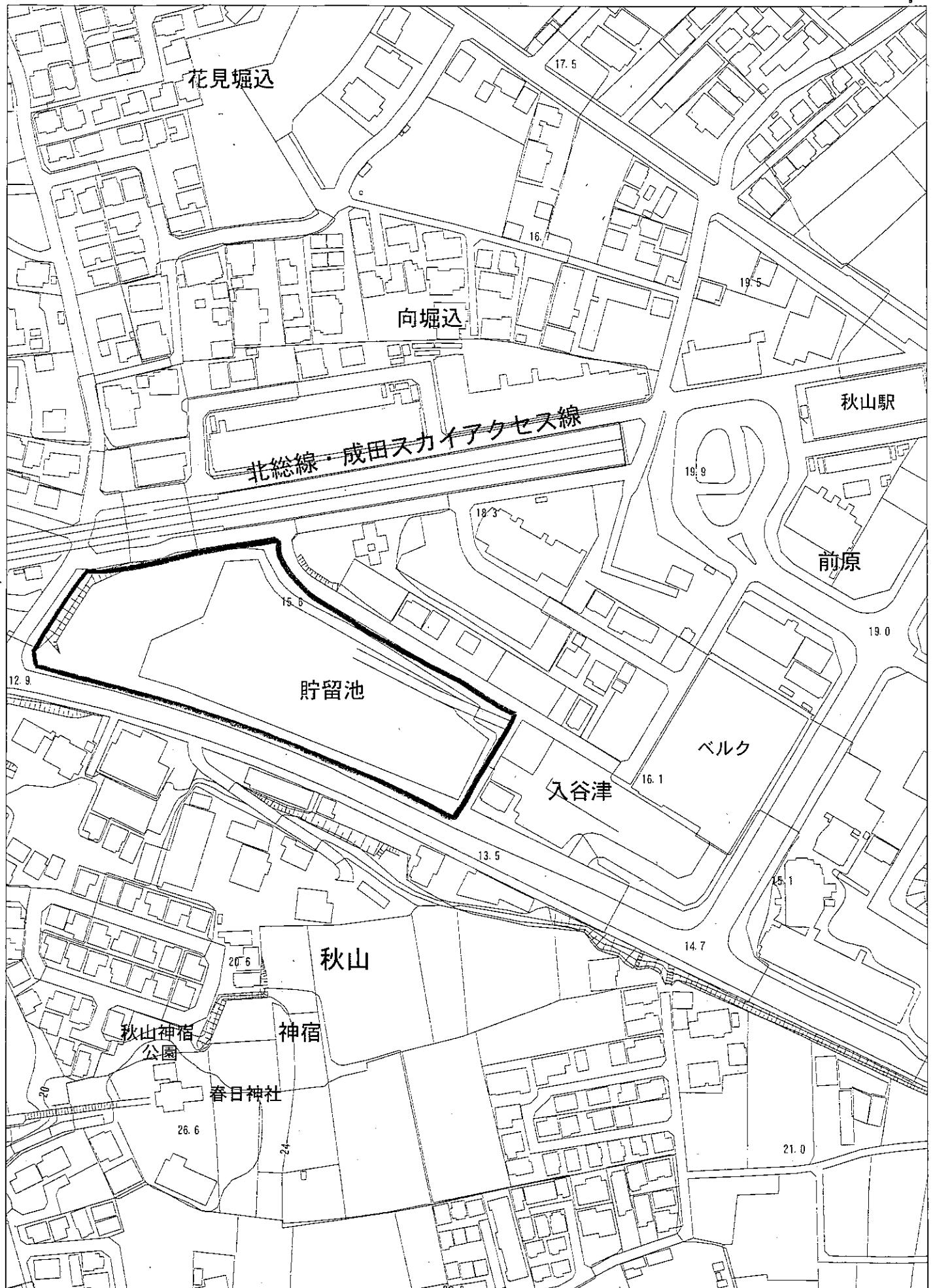
紙敷3号雨水貯留池

Matsudo - Sewage Works Information System



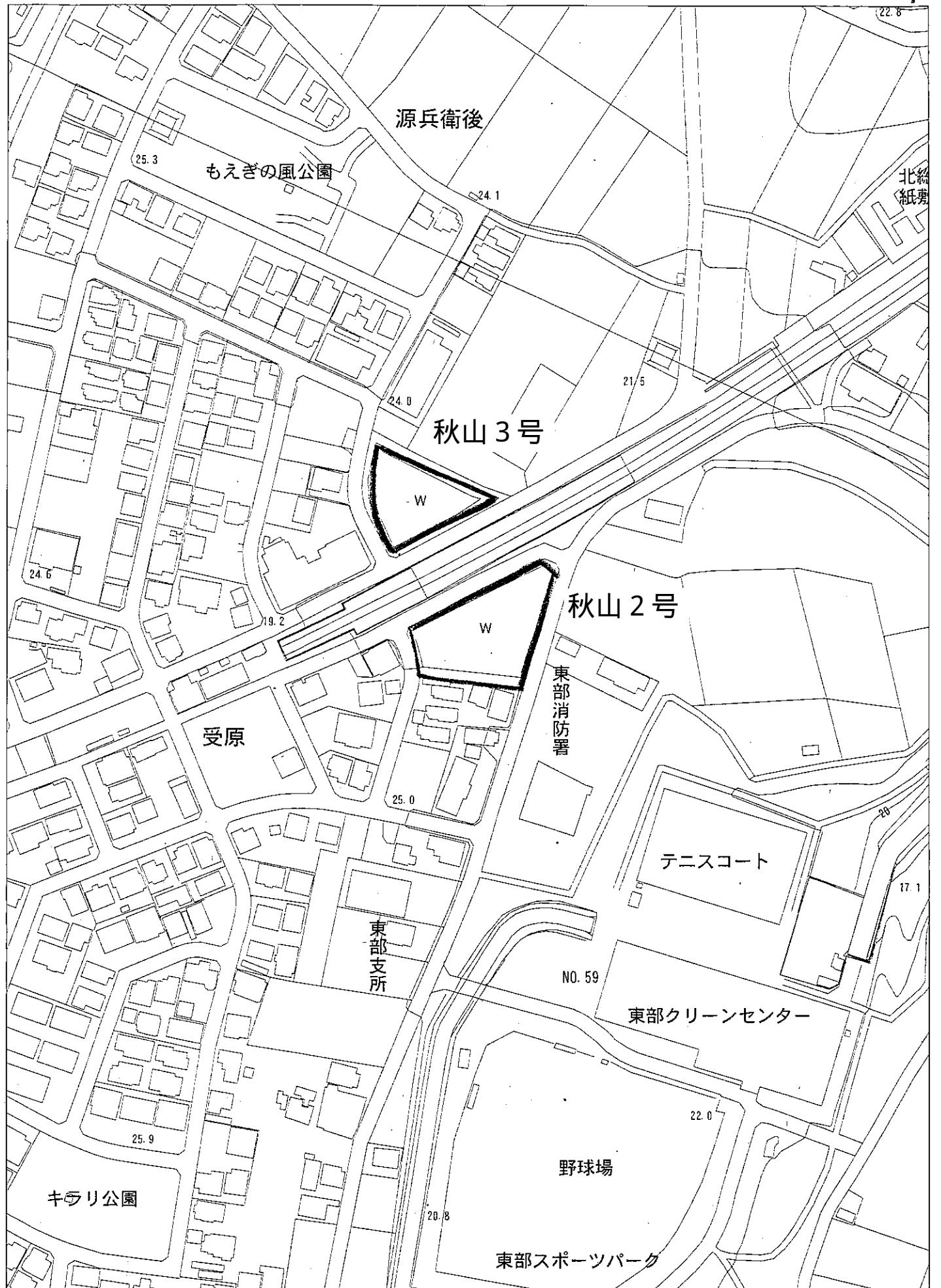
秋山1号雨水貯留池

Matsudo - Sewage Works Information System



秋山2・3号雨水貯留池

Matsudo - Sewage Works Information System



秋山4号雨水貯留池

Matsudo - Sewage Works Information System



雨天時における安全に関する特記仕様書

1 適用

- (1) 本特記仕様書は河川及び準用河川、水路、暗渠、雨水貯留池、ポンプピットの中（以下「河川等」という）で作業を行う工事等に適用する。
- (2) 「工事等」とは、工事以外の点検、清掃、除草等を含め、河川等で行う作業全般を総称したものである。

2 目的

集中豪雨等による急激な水位上昇の危険性を考慮し、河川等における工事等を実施する場合の安全確保について万全を期することを目的とする。

3 雨天時の作業中止等の検討

請負人（受託者）は、以下の標準的な中止基準を踏まえ、現場特性に応じた中止基準を設定すること。

- (1) 当該作業箇所または上流部に洪水または大雨の注意報若しくは警報が発表された場合。
- (2) 当該作業箇所または上流部に降雨や雷が発生している場合。

4 気象情報等の取得体制の強化と作業中止判断への活用

気象警報、注意報のみならず、降雨状況等のリアルタイムの情報について、現場においても速やかに取得できる体制を構築するとともに、当該情報を作業中止の判断に活用すること。

情報源については適宜確保すること。

5 作業員の退避行動等についての事前確認の徹底

集中豪雨が発生した際の作業員への情報連絡体制、退避行動等について、事前に十分確認すること。

6 安全管理計画の施工計画書等への明記

作成する施工計画書等において、以下の内容を安全管理計画として明記し、発注者（委託者）の確認を得るとともに、その内容について作業員への周知徹底を図ること。

ただし、発注者（委託者）が必要ないと認めたときは省略又は一部省略することができる。

(1) 現場特性等の事前把握

工事等の着手前には、当該作業箇所に係る作業内容や現場特性をあらかじめ十分に把握する。

(2) 工事等の中止基準・再開基準の設定

ア 標準的な中止基準を踏まえ、現場特性に応じた中止基準を設定する。

退避時間が長い、退避条件が厳しい、急激な増水が予想される、気象情報が入手しにくい、夜間工事等で天候の状態がわかりにくく等の特性がある場合は中止基準を強化する検討を行う。

イ 工事等の開始後は、中止基準を補完する情報も活用し、的確な中止基準を設定する。

気象情報、気象情報の変化、増水の予兆（水位・水勢の変化、濁水等）。

ウ 工事等を再開する際の基準も設定する。

(3) 迅速に退避するための対応

工事等に着手する前には、作業員が安全かつ迅速に退避できるように、あらかじめ退避時の対応方策について、以下の点について具体的な内容を定めておく。

ア 退避手順の設定

事前に作業員が退避するルート、退避時の情報伝達方法等の退避手順を定めておく。

イ 安全器具の設置

現場特性に応じて安全器具等を設置する。

ウ 情報収集と伝達方法

適宜、気象等の情報収集を行い、状況を作業員全員に伝達し、危険性の早期発見・危機回避に努める。

エ 資器材の取り扱い

資器材については、必要に応じて流出防止策を講じておくとともに、作業員が退避する場合には、退避に支障がある資器材を存置し、作業員の退避を最優先する。

(4) 日々の安全管理の徹底

工事等の開始前には、退避時の対応方策の内容等について作業関係者全員に周知徹底を図る。